女性タクシードライバー確保支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32 年鳥取県規則第22 号。以下「規則」という。)第４条の規定に基づき、女性タクシードライバー確保支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、「県内タクシー事業者」とは、道路運送法第３条第１号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を有して当該事業を行う者で鳥取県内に事業所を有する者をいう。

（交付目的）

第３条 県は、県内タクシー事業者が女性ドライバーの確保を図るため、県内タクシー事業者が女性ドライバー確保のために新たに行うモデル事業に対して支援し、もって地域におけるタクシー事業の人材確保・生産性向上と高齢者等移動困難者の外出支援や観光おもてなし向上等の課題解決に寄与することを目的として本補助金を交付する。

（補助対象者）

第４条 本補助金の対象者は、県内タクシー事業者とする。

（補助金の交付）

第５条　県は、第３条の目的の達成に資するため、この要綱の規定に基づき交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を実施する前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第１欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63 年法律第108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25 年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に第２欄を乗じて得た額以下とする。

３　本補助金の額の上限は、別表の第３欄に掲げる額とする。

４　事業実施期間は、本補助金の交付を受けた翌年の１月３１日までとする。

５　本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

６　産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

（事業提案書の提出及び審査）

第６条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第１号による事業計画書及び様式第２－１号、第２－２号による収支予算書を地域振興部長が定める期日までに提出するものとする。

２　地域振興部長は、前項の提出があったときは、別に定める女性タクシードライバー確保支援事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、別に定める審査基準により採択の可否を決定するものとする。

３　委員会は、鳥取県附属機関条例（平成２５年鳥取県条例第５３号）第２条第１項の規定により設置するものとする。

（交付申請の時期等）

第７条　地域振興部長は、審査委員会終了後速やかに事業計画書を提出した者に対し採択の可否を通知するとともに、事業採択となった者に対しては規則第５条の申請書の提出を求めるものとする。

２　前項の申請書に添付すべき規則第５条第１号及び第２号に掲げる書類は、事業計画書の様式第１号及び様式第２－１号、第２－２号によるものとし、規則第５条第３号に掲げる書類は別に定める書類とする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第５条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第８条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30 日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

３　知事は、前条の規定による申請を受けたときは、第５条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第９条　規則第11 条第３号の知事が別に定める場合は、同条第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第10 条 規則第12 条第１項の知事が別に定める変更は、次に揚げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額を伴う変更

（２）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

２ 第８条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

３ 規則第12 条第３項の申請書に添付すべき書類は、第７条第２項の例によるものとする。

（進捗状況報告の時期等）

第11 条 本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、９月30 日現在における補助事業の進捗状況を当該年度の10 月15 日までに、様式第４号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の９月30 日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

（現地調査等）

第12 条　知事は、前条の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、職員に現地調査等を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

（実績報告の時期等）

第13 条　規則第１７条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15 日を経過する日までに行わなければならない。

２　規則第17 条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第５号及び様式第２－１号によるものとする。

３ 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第６号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第14 条　規則第25 条第２項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

２　規則第25 条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）取得価格又は効用の増加価格が30 万円以上の機械及び器具

（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

３　規則第25 条第２項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第７号により申請するものとする。

４　第８条第１項の規定は、規則第25 条第２項の承認について準用する。

（補助事業の報告等）

第15 条　地域振興部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況・成果について報告させることができる。

（雑則）

第16 条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30 年４月１６日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1補助対象事業及び補助対象経費 | 2補助率 | 3補助金  上限額 |
| 補助対象事業は、女性タクシードライバーの採用・活用のために県内タクシー事業者が新たに行う事業（ただし、実際に女性タクシードライバーの採用・活用に取り組む事業に限るものとし、採用・活用のための準備段階のみの事業は補助対象外とする。）とし、補助対象経費は以下（１）～（６）のとおりとする。  （１）採用・活用戦略策定費  　・女性タクシードライバーの採用・活用に関するアドバイスを受けるための外部専門家の受け入れに要する経費  ・女性タクシードライバー採用・活用における先進地視察費  ・その他タクシードライバー採用・活用戦略策定に必要と認められる経費  （２）施設整備費  　・女性専用のトイレ、更衣室又は待機所の整備費  ・その他女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる施設整備費  （３）広告宣伝・情報発信費  　・女性タクシードライバー採用に係る求人広告費  　・女性求職者向けPR動画作成費、ホームページ作成・改修費  　　パンフレット等作成費  　・女性専用制服デザイン・作成費  　・その他女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる広告宣伝・情報発信費  （４）実証実験費  　・女性タクシードライバー向け給与体系の試行的運用期間の 賃金（１名分のみ。最長1か月）  　・その他女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる給与体系等の実証経費  （５）資格取得・研修受講費  　・普通自動車第２種運転免許の取得費用  　・介護職員初任者研修受講費用  　・おもてなし向上研修受講費用  　・その他、女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる資格取得・研修受講  （６）その他女性タクシードライバー採用・活用に必要と認められる費用 | ２分の１以内 | ５００千円以内 |

様式第１号（第６条、第７、第１０条関係）

**女性タクシードライバー確保支援補助金事業計画書**

実施主体の概要

|  |
| --- |
| * 企業名 * 代表者職・氏名 * 会社設立年月日 * 本社住所   〒   * 電話番号・ファクシミリ番号・ホームページアドレス * メールアドレス（担当者） * 担当者職・氏名 * 資本金（千円） * 従業員数（人）うち女性ドライバーの数 * 女性活用等に関連する認定等の取得状況 * 既に女性採用・活用に取り組んでいればその状況 |

**１　事業の目的**

　会社の経営方針として、女性タクシードライバー採用・活用に取り組む目的や理由・背景等を記載してください。

|  |
| --- |
|  |

**２　事業の目標**

　　今回取り組む事業の目標・到達点を記載してください。

（例：女性を活用した新移動支援サービスの開発、女性ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰの採用人数等）

|  |
| --- |
|  |

**３　事業の内容**

今回取り組む事業内容について「採用」と「活用」に分けて記載してください。なお、補助申請する経費と直接関係ない取り組みも記載してください。

1. **女性タクシードライバー採用のための取り組み**

|  |
| --- |
|  |

1. **女性タクシードライバー活用のための取り組み**

|  |
| --- |
|  |

1. **UDタクシーを活用した取り組み**

女性タクシードライバー採用とUDタクシーの活用を連携して実施する場合は、そ

の内容を記載してください。

|  |
| --- |
|  |

**４　実施体制・スケジュール**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO | 実施項目 | 時期 | 実施する者 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※新たに組織・部署等を立ち上げる場合、その内容を記載してください。

※３で書いた実施内容をどんなスケジュールで実施するのか記載してください。

※「実施する者」の欄は社内の担当部署または担当者を記載してください。

**５　将来展望**

　　今回の女性ドライバー採用の取組をきっかけとして、会社として将来的にどのように女性ドライバーを採用・活用していき、どのような姿を目指すのかを記載してください。

|  |
| --- |
|  |

**６　補助金申請額（円単位で記入）**

　　　　　　　　　　　　　円×１／２≒　　　　　　　　　　　円（千円未満切捨）

▲補助対象経費の合計額　　　　　　　　　▲上限額：50万円

**７　補助事業の期間**

　　交付決定日から（　　　年　　　月　　　日まで）

※１：最長期間　本補助金の交付を受けた翌年の１月３１日まで

※２：補助事業の期間は余裕をもって設定すること（期間を延長するときは、期間終了前に変更手続きが別途必要となる）。

**８　他の補助金の活用の有無**

□有　　　□無

　※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに「レ」をすること。

　※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

**９　添付書類**

　次に掲げる書類を各１部添付すること（添付したら□に「レ」をすること）。

□補助事業の収支予算書（様式第２号－１）

□申請者の登記簿謄本（写しで可。個人事業主の場合は不要。）

□鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書等）

□企業概要の分かる資料（パンフレット、ホームページの写し等。該当する資料がない場合は不要。）

□補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等

※補助対象経費に県外企業への委託費がある場合に必要な書類

　□県外発注理由書（様式第２号－２）





様式第３－１号（第８条関係）

番　　　　 号

平成 年 月 日

　　　　　　　様

　　　鳥取県知事

女性タクシードライバー確保支援補助金交付決定通知書

年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった女性タクシードライバー確保支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）算定基準額　金　　　　　　　　　　 円

（２）交付決定額　金 　　　　　　　　　　円

３　経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、女性タクシードライバー確保支援補助金交付要綱（平成30 年 月 日付第 号鳥取県地域振興部長通知。以下「要綱」という。）第５条第２項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第４号（第１１条関係）

年　月　日

鳥取県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　所　在　地

企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

女性タクシードライバー確保支援補助金事業進捗状況報告書

　　年　月　日付第　　　　　号により交付決定通知があった上記事業に係る　年　月　日現在の遂行状況について、女性タクシードライバー確保支援補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業の進捗状況

１　実施内容

２　事業成果（目標達成状況等）

３　今後の予定

様式第５号（第１３条関係）

女性タクシードライバー確保支援補助金事業実施報告書

実績概要

|  |
| --- |
| １　本事業の実施日程  　　〔開　始　日〕　　　　　　〔終　了　日〕  　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| ２　実施結果（計画書に記載した取組内容の項目に沿って、取組内容を具体的に記載  すること。当初計画からの変更点があれば、変更内容・経緯等についても記載する。） |
| ３　目標達成状況（計画書に記載した取組目標の項目に沿って、取組目標の達成状況  を記載すること。当初計画からの変更があれば、変更内容・経緯についても記載する。） |
| ４　今後の展開及び課題 |

様式第６号（第13 条関係）

年　月　日

鳥取県知事 様

所 在 地

企業名

代表者名　　　　　 ㊞

年度仕入控除税額確定報告書

女性タクシードライバー確保支援補助金交付要綱第13条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額及び補助対象経費の額

（１）補助金の確定額　　　　　　　　金　　　　　　　　円

（２）補助対象経費の額　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２＞０の場合）

１の（１）

（３－２）×─────── 　　　金　　　　　　　　 円

１の（２）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第７号（第１４号関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

鳥取県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

取得財産処分承認申請書

　女性タクシードライバー確保支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、女性タクシードライバー確保支援補助金交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 品目及び取得年月日 |  |
| 取得価格及び時価 |  |
| 処分の内容 |  |